

指定短期入所生活介護 利用料金表

【別紙】

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥11.10

○平成30年8月1日以降(3割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (3割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,482円	1,945円	1,150円	1,380円	4,475円
要介護2	7,237円	2,172円			4,702円
要介護3	8,014円	2,405円			4,935円
要介護4	8,769円	2,631円			5,161円
要介護5	9,501円	2,851円			5,381円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料(滞在費)は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (3割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,482円	1,945円	840円	1,380円	4,165円
要介護2	7,237円	2,172円			4,392円
要介護3	8,014円	2,405円			4,625円
要介護4	8,769円	2,631円			4,851円
要介護5	9,501円	2,851円			5,071円

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	利用者負担額 (3割)	該当加算○印
生活相談員配置等加算(共生型サービスの場合)	144円	44円	
生活機能向上連携加算			
(Ⅰ)個別機能訓練加算加算時	1,110円	333円	
(Ⅱ)	2,220円	666円	
機能訓練体制加算	133円	40円	
個別機能訓練加算	621円	187円	
看護体制加算			
(Ⅰ)	44円	14円	
(Ⅱ)	88円	27円	○
(Ⅲ)イ	133円	40円	
(Ⅲ)ロ	66円	20円	
(Ⅳ)イ	255円	77円	
(Ⅳ)ロ	144円	44円	
医療連携強化加算	643円	193円	
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ)	144円	44円	
(Ⅱ)	199円	60円	
(Ⅲ)	166円	50円	○
(Ⅳ)	222円	67円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	666円	
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	400円	
送迎加算(片道)	2,042円	613円	○
緊急短期入所受入加算	999円	300円	○
療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	88円	27円	○
在宅中重度者受入加算			
看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合	4,673円	1,402円	
看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合	4,628円	1,389円	
看護体制加算の上記のいずれも算定している場合	4,584円	1,376円	
看護体制加算を算定していない場合	4,717円	1,416円	
認知症専門ケア加算			
(Ⅰ)	33円	10円	
(Ⅱ)	44円	14円	

サービス提供体制強化加算			
(Ⅰ) イ	199円	60円	○
(Ⅰ) ロ	133円	40円	
(Ⅱ)	66円	20円	
(Ⅲ)	66円	20円	

介護職員処遇改善加算		
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数]×8.3%	○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数]×6.0%	
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数]×3.3%	
(Ⅳ)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×90%	
(Ⅴ)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×80%	

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日17時まで、ご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時 負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
第1段階	0円	300円
第2段階		390円
第3段階		650円
第4段階		1,380円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,500円
複写物の交付	1枚 10円
行政手続きの代行	実費 (例:住民票300円など)

4. 滞在費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段 階 区 分			滞 在 費		食 費	
所 得 区 分		利用料負担段階	個 室	多床室		
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者		第4段階	1,150円	840円	1,380円
	世 帯 非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	820円	370円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	420円	370円	390円
		老齢福祉年金受給者など	第1段階	320円	0円	300円